犬猫所有者のMC装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

②MC装着

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録

獣医師•愛玩動物看護師

①MC装着依頼



③MC装着証明書の発行

✓ MC装着の努力義務

動物愛護団体 飼い主





✓ MC情報登録の義務

手数料支払い400円 (紙申請の場合1,400円)

4MC登録申請



※MC装着証明書を添付する

市区町村 (狂犬病予防法上の犬の登録担当部局)



登録、変更登録等された際にその旨を通知※

※市区町村長の「求め」があるとき

⑥譲渡し



登録証明書



※譲渡しは、登録証明書とともに行う

⑤登録証明書の交付

(家庭)飼い主



✓ 所有者変更登録の義務

手数録料支払い400円 (紙申請の場合1,400円)

⑦所有者の変更登録

8登録証明書の交付



指定登録機関

所有者情報 登録DB

- 氏名及び住所
- 電話番号
- 犬又は猫の所在地
- MC識別番号
- その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出 (住所変更、死亡届等)

狂犬病予防法の特例に関する通知

【犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす】